

第2部 外部評価委員による評価

1. 外部評価委員会の開催状況

次の4氏に外部評価委員を委嘱し、下記のとおり2回に亘り外部評価委員会を開催した。なお、第1回委員会において、畠博行委員が委員長に選任された。

近畿大学学長 畠 博 行 氏
弁護士 椎木タカ 氏
中国新聞社編集委員 西本雅美 氏
マツダ株式会社執行役員 黒沢幸治 氏

第1回 2008年1月28日(月)12:30~15:30

(出席者) 外部評価委員 畠委員長 椎木委員 西本委員 黒沢委員
法務研究科 田邊研究科長 木下評価委員 片木教務委員 小田教務委員
佐伯入試委員 小濱リーガルサービスセンター長 寺脇室長

(会議等) 以下のスケジュールで会議等を行った。

- 13:20~14:30 研究科から「自己点検・評価書」の概要を説明した後、外部評価委員との間で質疑応答。
14:30~15:30 「刑事訴訟実務基礎」の授業を視察した後、自習室、図書館、リーガルサービスセンター等の施設を視察。

第2回 2008年2月19日(火)13:00~15:30

(出席者) 外部評価委員 畠委員長 椎木委員 西本委員 黒沢委員
法務研究科 平野副研究科長 木下評価委員 片木教務委員 小田教務委員
大久保入試委員 佐伯入試委員 小濱リーガルサービスセンター長
寺脇室長

(会議等) 以下のスケジュールで会議等を行った。

- 13:20~15:20 「自己点検・評価書」についての意見交換およびその他の事項を含む総括的な意見交換。
15:20~15:30 今後の取り運びについて確認。

(議事要旨) 別添のとおり。

(別添)

第2回外部評価委員会議事要旨

当日は、「自己点検・評価書」をベースに次の大括りのテーマに沿って意見交換を行った。実際にはいくつかのテーマに跨る議論も行われたが、それらを適宜整理のうえ主な意見・質疑を以下のとおり取りまとめた。

1. 主として教育理念について（教育理念・目的・入学者選抜）

（畠委員長ほか）AO入試をどのように評価しているのか。仕事との両立など難しい面もあるのではないか。

（法務研究科）AO入試では総じて優秀な学生を受け入れることができ、入学後の成績も総じて良好である。もちろん、それまで磨いてきた技能を維持しつつ勉学に専念することに苦労している学生も中にはいる。

（西本委員）AO入試というと、学生を集めるために短時間の面接で入学を認めるという感じがあり、AOに活路を見出そうというのは、大学全体の力が弱くなっている現れではないかという印象を受けるがどうか。

（法務研究科）当法科大学院のAO入試の応募資格は、医師、司法書士等の相応の国家資格を持ち、かつそれぞれの専門分野で顕著な実績を上げている者に限られ、こうした専門知識・経験を生かした法曹を養成することを目的としており、当初は対外的にも相応のインパクトがあったと自負している。ただ、AO入試の対象と考えられる者の応募が当大学院設立直後の1、2年に集中したこともあり、年々志願者が少なくなってきたため、今後とも継続するのかどうかを含め検討する必要があると考えている。

また、新司法試験の合格率が当初の想定よりかなり低いという現実の中で、社会人が仕事を辞めてまで進学するリスクが相当高くなってしまい、多様な人材を求めるというアドミッション・ポリシーの実現がやや危うくなっていることも否めないと感じている。

（黒沢委員）民間企業的な発想になるが、ライバルを想定しつつ、他の法科大学院とは違うユニークなブランドを確立することが大切だと思う。

（西本委員）広島大学ならではの特徴ある教育目標を明確に打ち出していく必要があるのではないか。

（法務研究科）法科大学院の設置に際し、文部科学省の指導もあり特色を出そうということで、社会一般への貢献に加え、地元経済にも貢献する観点から、ビジネス法務とりわけ金融法務に強い法曹の養成をひとつの特色として打ち出した経緯がある。

（椎木委員）「自己点検・評価書」では「公正な日本社会の建設に貢献すること」を教育理念として

掲げているが、日本にこだわる理由はあるのか。

(法務研究科) その記述は、法科大学院の創設を提言した司法制度改革審議会の問題意識、すなわち日本を法の支配が行き渡ったより公正な社会にしようという問題意識を受け継いだものとしている。もちろん、国際的に活躍する法曹を育てることも意識していないわけではないが、残念ながら教員の体制からして自ずと限界があるのが実情である。

(西本委員) 理念が大切なことはもちろんあるが、「実」を伴って初めて理念が輝くのではないか。専門職大学院としては、やはりできるだけ多くの法曹を輩出することが社会的な使命であると思う。全国の中での広島大学のポジションを考えると、合格率でベストテンを目指すべきではないか。合格実績を上げることが優秀な学生を集めための一一番の近道だろう。

(椎木委員) 優秀な学生を集めるためにどうすべきか、とくに広島大学を卒業した優秀者が余り入学を志願しないということならば、速やかに対策を講じるべきであろう。

広島大学の法科大学院と首都圏の有力法科大学院の両方に合格した学生は、おそらく首都圏に行くであろうから、よほどインパクトのある魅力を示さないと、優秀な学生を繋ぎ止めるのは難しいのではないか。

(法務研究科) 入試会場の増設の可否等につき検討しているほか、広島大学法学部学生への働きかけを強化している。

また、当法科大学院の学生は地元志向が強いことから、地元弁護士会との連携を強めることにより、エクスター・シップの授業などを通じて、学生に将来の具体的な職業イメージを持たせることも、魅力のひとつになるのではないかと考えている。

2. 主として教育内容について（教育内容・方法・学習支援）

(畠委員長) 前回の委員会で授業を視察し、双方向授業に苦労している様子が理解できた。かつて米国のロースクールを視察した際には、約200人のクラスであったが、教授が座席表をもとに学生をバンバン指名して活発な質疑が行われていた。日本では学生のメンタリティも違い、教員の皆さんも苦労しておられるのではないか。

(椎木委員) 先日の授業視察では、やはり学部の授業とは全然違うなと感心したが、同時に、学生が大変おとなしいという印象も受けた。偶々授業の場面は事実関係についての質疑だったので、法的知識がなくても意見がポンポン出てもおかしくないように感じたが。

(法務研究科) 米国のロースクールでの経験で、教授は、学生のどのような質問に対しても、「ナイス・クエスチョン」とほめて議論を促しており、我々も見習う点が多くあると感じたことから、こちらでも実践を試みている。

(法務研究科) 日本の学生だからしゃべらないと言うことは全然ないと思っているが、質問の組み立て方や仕方に工夫が必要だとは感じている。また、2年、3年と上級になるにつれよく発言するようになる面もある。ただ、双方向授業に力を入れすぎると、授業の進度が遅くなる面があり、バ

ランスに苦労している。

(椎木委員) すべての学生を満足させる授業を行うのは非常に難しいことではないかと思うが、どう考えるか。

(黒沢委員) すべての学生を満足させることはできないだろうし、その必要もないのではないか。そもそも学生は何をもって満足するのか。授業を受けることにより、司法試験合格に一步でも二歩でも前進したと感じて満足する学生もいれば、知的欲求が満たされて満足する学生もいると思う。

(法務研究科) 授業を担当する教員ごとに、どのような学生を対象として想定するかは多様だと考えられる。全ての学生が理解できる範囲で授業を運営し、発展的な「知的欲求」には授業外で対応する教員もいるが、学生の知的欲求にそのまま応える方針をとるのなら、授業ではどんな質問でも受け付ける運営をした上で、それを消化しきれない学生に対して、授業外できめ細かく質問に応じることで補充することになる。もっとも、後者の場合、消化しきれないまま質問に来ない学生を取り残してしまうおそれがあるし、新司法試験の合格という目標から考えた場合、必ずしも必要ではない余分な思考をさせて、かえって混乱させていないかという危惧もある。

(黒沢委員) そのような学生の満足度をどのようにして把握しようと努力しているのか。

(法務研究科) 每学期末にかなり詳細なアンケート調査を行っており、学生の満足、不満足の状況はかなりの程度把握できていると考えている。

(西本委員) ある地方の法科大学院では、正規の授業のほかに、地元の弁護士会と連携して答案練習会をみっちりやっており、それが司法試験の合格に繋がっていると聞いている。当法科大学院では、こうした取り組みがまだ弱いのではないか。

(法務研究科) 広島大学は、法学部の歴史が比較的浅いこともあり、残念ながらOB弁護士の層がまだ薄いのが現状である。こうした中で、当法科大学院でも、本年度から広島弁護士会と連携して若手弁護士を中心にサポート体制を本格的に構築しているところであり、その成果が現れることを期待している。

3. 主として教育評価について（成績評価・修了認定・教育改善）

(畠委員長) 留年はどのくらい発生しているのか。

(法務研究科) 平均して2割弱程度、各学年とも10名前後の留年者がでている。

(黒沢委員) 成績評価に対する疑義照会や異議申立の制度があるとのことだが、学生がこうした制度を利用するインセンティブはどこにあるのか。学生にとって可か不可かは大問題だろうが、優・良・可にもこだわるのか。

(法務研究科) 両制度とも書面で回答を行う。疑義照会については、優・良・可・不可の全ランク

を対象とし、当該科目の担当教員が回答するが、回答内容は教授会で報告される。異議申立については、不可のみについて、当該教員を除く教員のチームが検証を行い教授会に諮ったうえで回答する。いずれにしても、成績評価の透明性や客観性は大幅に向上したものと考えている。毎学期1、2件程度の照会等が行われているが、いずれも可・不可をめぐるものである。

(畠委員長) 優・良・可・不可の割合は決められているのか。私のアメリカ経験では、割合が決められていて、優を付けてやりたくても付けられずかわいそうなことをしたことがあるが、そのようなことはあるのか。

(法務研究科) 当法科大学院では、絶対評価を原則としているので、そのようなことはない。ただ、各教員の絶対評価の基準のすり合わせに苦労している。

(黒沢委員) 法科大学院での成績と司法試験の合格との間に相関関係があれば、学生にとって良い成績を修めようというインセンティブになると思うが、実情はどうか。

(法務研究科) 昨年の第2回目の新司法試験の合格者については、学内成績との間に明確な正の相関関係がある。

(椎木委員) 学内成績が振るわず、留年を繰り返すような学生に対しては、本人のためにも、早めに退学させた方がよいのではないか。

浮參弁水 吳」茅 方躊躇 ぐ鉤錦猜酙 肖^{モウ}傳 益^{ヒサシ} 犇^{タマ}荅^{タマ}替^{ハバ}パ 多^{タマ}見^ミ累^{タマ}姤^{タマ}蘿^{タマ} 翩^{タマ}で^{タマ}惊^{タマ}狩^{タマ}俚^{タマ}叮^{タマ} 尔^{タマ}×俛^{タマ}

(椎木委員) 之に 引減がうな学當 ó t 補と t 獵係があわの合答づい、そ補と t 獵は部とつゝい棟、
口鉤^{カギ}良^{ラク}良^{ラク}吳^{スミ}錦^{タマ}難^{タマ}羣^{タマ}俚^{タマ} 有^{タマ}銚^{タマ}薦^{タマ}激^{タマ}俚^{タマ}再^{タマ} 金^{タマ}威^{タマ}門^{タマ}長^{タマ}毛^{タマ}冬^{タマ}西^{タマ}や^{タマ}羣^{タマ}決^{タマ}見^{タマ}編^{タマ}俞^{タマ}

(崩々う^{タマ}千几躊躇香 戊^{タマ}躊躇谷 鮎^{タマ}」敕^{タマ}吳^{スミ} 魁^{タマ}委^{タマ}尋^{タマ}腫^{タマ}豪^{タマ}梶^{タマ}茅^{タマ}香^{タマ} 午^{タマ}蘭^{タマ}麼^{タマ}卓^{タマ}京^{タマ}良^{ラク} 踌^{タマ}亞^{タマ}蟲^{タマ}麼^{タマ}尺^{タマ}繁^{タマ}祝^{タマ} 參^{タマ}蝶^{タマ}丸^{タマ} は^{タマ}も^{タマ}だ^{タマ}極^{タマ}め^{タマ}的^{タマ}鯨^{タマ}賦^{タマ}い

(崩・ 呷翼ね^{タマ}と答^{タマ}しわび^{タマ}め^{タマ}鍊^{タマ}り^{タマ}技^{タマ}あ^{タマ}娃^{タマ}×留^{タマ}わ闘^{タマ}よう
躊躇^{タマ}券^{タマ}聚^{タマ}臂^{タマ}蹇^{タマ} 巳^{タマ}芝^{タマ}芫^{タマ}肥^{タマ}汎^{タマ}決^{タマ}見^{タマ}編^{タマ}俞^{タマ}

1970年代以降は、大幅にカリキュラムの再編が行われ、金融・経済などの科目が加えられている。そして弁護士の中でも法廷に立つ弁護士は精々10%程度にすぎず、大半の者がビジネスの場で活躍している。日本でも企業に入っていこうとすれば法律科目の勉強だけではダメだろう。

(法務研究科) 最近、弁護士の数は足りているので新司法試験の合格者数を絞り込むべきであるといった趣旨の議論が強まっているようだが、やや違和感を覚える。これまで弁護士が身近な存在でなかったことから法サービスに対するニーズが顕在化してこなかった面もあるのではないか。ビジネスの世界でも弁護士を含め法律の素養のある人材に対するニーズはいくらでもあるのではないかと想像するがどうか。

(黒沢委員) 日本社会の変化に呼応し、民間企業でもリーガル・センスのある人材は年々広く求められる状況である。

2. 外部評価委員意見書

広島大学法科大学院の外部評価を終えて

近畿大学学長
畠 博 行

新たな法曹養成の要としての法科大学院制度は、当初は法科大学院修了生の7~8割が新司法試験に合格して法曹になることができるとの構想のもとに創設されました。しかし、全国で70校を超える法科大学院が設立されたこともあって、法科大学院の修了生のうちの7割近くが新司法試験に合格できず、法曹になるという所期の目標を達することができない状況にあります。このようなことから、全国のほとんどの法科大学院は、新司法試験に合格しない修了生の進路に頭を痛めています。この点では、広島大学法科大学院も例外ではないと思います。

私は、1960年代に米国のハーバード大学のロースクールに留学し、1970年代にはコロンビア大学のロースクールに留学する機会を持ちました。その中で印象深かったことの一つは、ロースクールの講義として、「法と経済学」「法と心理学」あるいは「法社会学」などの経済学的、社会科学的な視点からの科目が幅広く開講されていたことです。多様なバック・グラウンドを持った法曹養成の必要性については、司法改革審議会の意見書でも指摘されていますが、1970年代以降の米国ロースクールで顕著となってきた学際的な科目の開講は、経済界をはじめとする社会の法曹に対する広範かつ多様な需要を反映したものと評価することができましょう。

米国とわが国との法曹のあり方の違いなどを考えれば、米国のようなやり方をそのまま採用することは妥当でないと思われますが、法的素養を備えた人材に対する社会の需要を意識した法科大学院のあり方を考えるという点においては、米国の例は大いに参考になるではないでしょうか。

わが国では、すでに司法書士など、法曹資格者以外で法律的業務を行う職種が存在しますが、法曹を多面的に補助するパラリーガルとして、法律的素養に加えて経済学や心理学を学んだ人材に対する需要は、わが国でも今後ますます増加するのではないかと思われます。そこで、私は、広島大学法科大学院においても、カリキュラムに工夫をして、可能な限り多様な法曹の養成に努めると同時に、いわゆるパラリーガルとして法律的素養に加えて広い学問領域の素養を身につけた人材を養成し、法曹に準じる職種へ進む道にも配慮した教育をされることを提言したいと思います。それによって、新司法試験に合格して法曹になる人々のみならず、不幸にして不合格となった人々にも、法科大学院で修得した法的素養を基礎にして、法律的な分野で社会に貢献する道が開けることとなり、法科大学院として、より多くの修了生を満足させることができると考えるからです。

他方で、法科大学院の学生の中には、法律学の勉学に不安を抱え、法科大学院の講義だけでは新司法試験に対応できないのではないかとの懸念を抱く者も少なからず存在するように思われます。日々の予習復習を含めて法科大学院の講義だけで、新司法試験の合格水準に到達しうる力につけることができることが理想ではありますが、司法試験の難易度などから、必ずしもそうはなっていないのが現実であるとすれば、講義外での若手弁護士による法文書作成演習などの手厚い指導によって新司法試験への不安を払拭して、先端発展科目に及ぶ幅広い勉学をすることができる人的・物的な環境を整備すべきでしょう。

そのためには、教育体制の一層の充実が重要です。とりわけ、現在、19名となっている法科大学院の専任教員の数を30名程度まで増加させることが不可欠です。非常勤講師によって多彩な科目の

開講が可能となる首都圏や関西圏とは異なり、広島のような地域で、手厚い指導あるいは多様な人材を生むための教育をするためには、地元で継続的に教育に携わることができる専任教員を十分に確保することが不可欠です。また、自習室など設備面での充実も緊急の課題でしょう。これらが、より多くの法科大学院学生を満足させ、ひいては優秀な学生の確保につながり、新司法試験の合格者の増加も期待できるのではないか。

今後、全国で熾烈になる法科大学院間の競争を勝ち抜くためには、学生の満足度を向上させることが急務であり、そのためには一刻の猶予も許されません。

広島大学の旧教員として、広島大学法科大学院の一層の繁栄を願っています。

広島大学大学院法務研究科の教育研究活動の状況等に対する私見

弁護士
椎木タ力

法科大学院制度は、法曹の質の向上と法曹人口の大幅な増加を図るために法曹養成制度の中核的機関として導入されたといわれております。

広島大学大学院法務研究科の自己評価書等からまた授業参観や図書館等の施設を視察して、本研究科がその教育理念・目的に則り基本計画を定め、熱心に教育課程に取り組んでいることを窺い知ることが出来ました。

以下その一端に触れ私見を述べてみたいと思います。

一、本研究科は、高い倫理性に裏打ちされ専門職業人としての任務を自覚した法律専門家を養成するとの観点に立ち、法曹倫理教育に力を入れてあり4単位の時間を設けております。法曹倫理にこれだけの時間を掛けている大学院は他にないとのことであり本校の優れた特徴の一つと考えます。

法曹が法曹倫理を弁えることは当然というべきですが、現実には利害得失に流されそれを見失うこともないとはいえない。また、最初からこれを弁えていないとしたら関係者はもとより周りの者も、時には社会までも大きな影響を受けかねません。

法曹倫理教育は資格を取得してからでも遅くはないとの意見もあるでしょうが、法曹としての責任感や倫理観は基本的な要素であり若いうちに修得する必要があると考えます。

二、教育内容では法曹基本科目等の外に隣接科目に力を入れ、展開・先端科目も予定されており、この取り組みはおおいに評価されるべきことと思います。

社会、経済のグローバル化や急激な変化で人々の意識や価値観は多様化しております。一方、法曹人口、中でも弁護士人口は急増しております。このような傾向は今後も続くと予想されます。そうした状況下で、法的問題あるいはその紛争を的確に処理し、活躍するためには専門分野あるいは得意分野を持つことが欠かせません。

これから法曹を目指す人は基本的法律だけではなく周辺科目についてもその基礎を学生時代に学んでおくことが重要です。

学生時代に数学と物理化学の個人授業を受けていたことがその後の仕事で大変役に立っていると先輩弁護士が言っていたことを思い出します。

三、教育方法については、双向型、多方向型の授業に意欲的に取り組んでおり、複数の教員が授業を企画し、これに出席して議論を展開させる科目を多数開講している点が注目されます。

参観した授業も学生に意見を求めながら二人の実務家教員によって進められておりました。学生の活発な議論を予想していましたが、参観時間が短かったせいかそのような場面は見られませんでしたが、皆熱心に授業を受けている様子は学生の後姿からも見て取ることが出来ました。

ただ、教員は授業の外にも質問会、勉強会や成績評価等を行っており、これ等を考えるとその負担は相当に重いはずです。

今後もこの方法を維持、発展させるためには教員の増員が必要ではないかと思います。

四、休学生や留年生については多くの法科大学院がその対応に苦慮していると仄聞しております。

本研究科でもその人数は少なくありません。

学生にとって厳しいものであっても抜本的対策が必要ではないかと考えます。それは学生のた

めであります。

最後にラ・ロシュフコの箴言を記し、学生のみなさんにエールを送ります。

われわれの持っている力は意志より大きい。だから事は不可能だときめこむのは、往々にして自分自身に対する言い逃れなのだ。

「よき隣人」たる法曹を望む

中国新聞社編集委員
西本雅実

新司法試験に挑む、法科大学院に進もうかと思案している志望者を念頭に、一新聞記者の体験から稿を起こしたい。

法曹の専門性の何が分かるのかと思う人がいるかもしれない。しかし、来春の2009年に始まる裁判員制度は、まさに市井の「素人」が、裁判官・検事・弁護士ら「専門家」だけで審理していた司法の場に参加する。事件の加害者や被害者になったり、民事で「原告」「被告」となったりするのは、大半が法の「素人」なのだ。

言い換れば、だれもが裁判を受ける権利を持つうえで、「専門家」集団の存在と見識がいかに大切か、ということでもある。

広島市に本社を置く新聞社に入社し、記者生活を1980年代に岡山支局から振りだした。新聞社の外勤記者「養成」は今もあまり変わっていないのだが、警察・司法回りから始まる。俗にいう「サツ回り」である。

一人で岡山県警を受け持っていたぼくは、大きな事件では地元新聞社のベテラン記者にたびたび抜かれた。才覚にも欠けていたが、警察の組織に食い込めなかつた。ならば地検が主導する汚職事件をと回ると、全国放送する記者に先行された。地検幹部らの東京や大阪へ昇進を意識していたとしか思えない取材対応に、これまた才覚を棚に上げて歯ぎしりした。取材の行き場に追い込まれ、それで他社の記者があまり回らない各弁護士事務所に助けを求めるかのように足を運ぶようになった。

そうした体験を積みながら、司法の場に、「専門家」集団に接していった。

刑事裁判では、組織の発表が必ずしも「事実」でないこと、それに寄りかかることは「誤報」を生むことも教えられた。ときにはおののいた。メディアの一報は検証が欠かせないことを痛感させられ自覚した。この反省は今も忘れないようにしている。

民事では、「事実」をめぐりさまざまな解釈があると教えられた。人の営みである「利害得失」、依(よ)って立つところを考えるようになった。

司法の場を「専門家」に疎んじられ、近づこうとしながら四年あまり回った。全国的な時代を映す裁判で言えば、瀬戸内沿岸コンビナート群の環境を問うた「倉敷公害訴訟」、演習をめぐり自衛隊の違憲性を争った「日本原訴訟」。個人的な記憶で言えば、沖縄から集団就職した少年の殺人事件、在日韓国・朝鮮人らを「管理」の対象ととらえ強制し続けた指紋押捺を拒否し、略式裁判に納得せず初めて司法判断を求めた「チョン・キファさん裁判」…。

地裁・高裁支部の書記官とも顔つなぎに努め、「ニュース」になる裁判を探し、傍聴席でノートを取った。当時はそれすら記者の「特権」であった。一般傍聴者はメモを取ることすら許されていなかったからだ。「手に負えない」と思った大型の裁判は、ある全国紙の記者に本社から支給されていた「裁判記事の書き方」や「関連記事」を参照しながら、何とか解説もまとめていった(ほんの20年前は、判例データベースどころか今でいうインターネットの登場する予感すらなかった)

弁護士事務所、地検、裁判所を回り続けるうち、「専門家」の横顔も垣間見るようになった。

あけすけに言えば、喫茶店で偶然に会い一杯のコーヒー代すら「おごってもらって大丈夫だよね?」と真顔で尋ねる浮き世離れした人、社会秩序を力説しながら権力の行使に恐れを抱いている

とは見えなかった人、メディアが注目すれば熱心だが義務として引き受けざるを得ない裁判には冷淡な人。

限られた「専門家」は、その知見や経歴から「かなわない」と思われる人に出会った半面、首をかしげざるを得ない人も少なくなかった。

その遠因を、法曹という「仕事」のスタートに就くことでしかない資格なのに、受験者の合格率が2%前後、超難関としか言いようがない旧司法試験の非情なシステムに求めることができるかもしれない。

あらゆる「仕事」は大切なのに、「法曹」だけがなぜ極めて「限定」されているのか、つまるところ「特権的」な立場にあろうとする制度や、その影響をぬぐえていないとしか思えない振る舞いに、法の「素人」は違和感を覚えた。

新司法試験は、表面的にとどまるとはいえる日本社会の急激な変化、福沢諭吉の言葉になぞらえると「一身で二世を経るがごとき」技術革新、地球規模の問題に応えようと、多彩な人材を確保、社会に提供するのが狙いのはずだ。

政府の司法制度審議会は、法科大学院の創設に伴う法曹養成に当たり、「法学教育・司法試験・司法修習を有機的に連携させた」制度への転換を掲げている。その旗を降ろしたとは聞いていない。

ところが、独立法人となり「競争」に放り込まれた国立大、生き残りをかける私立大が法科大学院を「群雄割拠」のごとく設けたため、当初に描かれた「見取り図」はにじみ始めている。高等教育の「改革」は机上のプランが先行し、法科大学院に限らずどの分野でも結果として教育を受ける側にしわ寄せがきている。

2007年の新司法試験の合格率は40%だが、再チャレンジ組が毎年増えることを勘案すると、政府が描いた「2010年までに合格者3000人」に引き上げても、合格率は下がる。しかも今、弁護士会の一部は「質が低下する」と合格者増に反対し、政府がここに来て、増員方針の転換を打ち出すようでは、法曹志望者にさらなる壁が立ちふさがるであろう。

やはり法曹は「限定」的な、ギルド集団でしかないのかと、ため息をつく。それでも、好むと好まざるにかわわらず、法によって制度化され、営まれる仕組みの中で日々生きる「素人」の一人として願う。

「よき隣人」たる法曹が増えてほしい。市井の倫理と感覚に寄り添い、間違いがあれば正し、その行為と責任を自らのこととしても受け止め、考える。社会を導き治めるという発想ではなく、進むべき方向を共に悩み示してくれる法曹が広がってほしい。

とはいえ、法曹に就くにはまず資格試験に合格するしかないのが、「厳しい」現実だ。もっともどんな仕事も厳しいのだが。

広島大法科大学院が、「よき隣人」の誕生に応える「専門職」大学院であることを望む。発展を期待している。法曹を目指す人たちの健闘を祈ってやまない。

外部評価意見書

マツダ株式会社 執行役員
(コーポレート業務推進担当)
黒沢 幸治

このたび、広島大学法科大学院の外部評価委員を仰せつかり、同法務研究科より各種の説明資料を頂き、また、授業の参観、自習室、図書館、リーガルサービスセンターの視察、法務研究科教授その他職員の方々と外部委員によるフリーな情報・意見交換会に参画させていただいた。評価者自身、もとより教育・研究の専門家でなく、評価に関する専門的知見を持ち合わせず甚だ心もとないところではあるが、実業界の視点にたった意見を求められたものとの理解の下、地元の民間企業に入社後、法務部門に相当年在籍し、現在もその担当役員にある立場・視点から、以下のとおり拙見を申し述べる次第である。

1. 教育理念について

当法科大学院は、「知的・精神的に強靭な資質、高度な法的学識・能力及び高い倫理感を持ち、社会の法的ニーズに応じた適切なサービスを提供できる専門職業人としての法律専門家を養成し、もって法の支配の貫徹した公正な日本社会の建設に貢献する」ことを教育上の理念とし、「国民の社会生活上の医師」の役割を果たすべき「良き隣人たる」法律専門家などの養成を目的とされている。かかる教育理念・目的は妥当かつ適切と考える。特に、ビジネス分野での法的問題の処理需要に応えうる法律専門家の養成も目的の一つと掲げ、(広島が支店経済の街でもあることを考慮し)金融その他ビジネス分野に関する講座の充実を図り、「理論と実務を架橋する教育体制」を構築されていることは特筆・評価に値する。但し、自己評価・点検によると、かかる教育理念が個々の学生にどこまで伝達・浸透できているかとの疑問・反省はあるようだ。

司法制度改革における新たな法曹養成制度としてスタートした法科大学院であったが、当初の構想における想定数を大幅に超えて全国各所に設置されたこともあり、卒業生の7割程度が司法試験に合格するとの当初目標の達成が現実問題として困難となり、大学院間で、生き残りのための競争が熾烈化している環境下、優秀な学生の確保のため、(他の法科大学院の視察、情報交換なども積極的に実施されたうえで)当法科大学院ならではの特徴、魅力あるアイデンティティの確立を追求し、そのために何に取り組むかとの観点からの検討・議論も必要と思われる。特に、広島大学出身の優秀な学生の他大学への流出を如何に食い止めるか、その対策の検討と実施が重要と思われる。

2. 教育内容・方法・学習支援について

入学定員は60人と、各教員が学生と密な人間関係を形成し、また双方向的教育実施に適した規模であり、また、法律基本科目の多くで、2年間の継続教育(基本的に同じ先生が段階踏んで教育)等の配慮も施されている。また、入学当初から理論と実務の関係を意識させるために、実務家教員も関与する「法システム概論」の履修を全ての学生に必修化しているのも、良い取り組みと思われる。

悩みとしては、当大学院の規模的な制約、また近隣に法律分野の教員が少ないという地理的条件から、選択科目の講義が十分でないとのこと。すべての司法試験選択科目について講義を確保・充実させるのか、重点科目を選択するかの検討が課題とのことだが、ある種の割り切り、「選択と集

中」はやむをえないところであろう。

上記とは、些か逆方向の提言とはなるが、当大学院には、金融取引法、金融システム法、金融商品取引法など実際の経済活動と係わりの深いビジネス法務の講座が開設されているのは結構なことと思う。これら金融ビジネスの理解のためには、会計、財務の基礎知識が必須であることを考慮すれば（数字に強いビジネスロイヤーの育成をめざすには）会社法や上記金融関連講座の中で、会計・財務についても触れられていることかと拝察するが、会計、財務の専門科目も単独の選択科目として履修できるしくみ（例えば、本学の他学部での講義の受講可能にし、単位に組み込む等）の検討も必要かと思われる。

学生への指導・サポートについては、学生一人一人に、教員2人のチューター（研究者教員と実務家教員）をつけ、学習面のみならず、生活面の相談にのる、1年生には質問会・勉強会や、2・3年生には答案練習会を設けるなど、親身な対応がされている。反面、限られた教員数で運営しているため、教員一人一人の負担が大きく、サバティカル・イヤーの実施等による、研究専念・充電がままならぬ現況は懸念材料であり、良質な教育体制の維持・拡充の観点からなんらかの対策の検討が必要であろう。

3年次において、「リーガルクリニック」（法律相談）と「エクスター・シップ」（弁護士事務所における研修）が選択必修科目として、いずれか一方の履修を義務付けているとのことだが、学生にとって実際のクライエントが抱える問題に接し、実践的な問題解決に関与するとともに、人間関係能力を涵養する良い機会と思われ、広島弁護士会の協力の下に、このプログラムの一層の充実・強化が望まれる。

3 . 施設、設備等

他の法科大学院を見学したことがないので比較感でコメントできないが、他の学部、研究科との併用など制約の多い中、既存の施設の有効活用に努め、自習室や図書館の利用時間など学生の利便性に配慮、また可動式の法廷設備の導入などいろいろと工夫・腐心されている。専用の法廷教室や専用の図書館は本来あるのが望ましいし、また教員研究室の改善も望まれるところであろう。修了生で新司法試験未合格者を責任もってケアするための自習室の拡大の可否も急ぐ検討課題と見受けた。

4 . その他

永年企業法務に従事してきた経験から感じていることは、法学を深く学んだ者の強みは、事実を客観的公平に眺めることができ、緻密な情報収集と論理的な分析を行い、妥当な問題解決に導く力に秀でていることと思う。経済活動のグローバル化、規制緩和と事後規制の強化、社会全般の権利意識の高揚等の環境下、企業法務も複雑化し、経営に占める重要性も高まる一途であり、ビジネスロイヤーのサービスへの期待・ニーズも大きい。

新司法試験の合格率が当初想定よりかなり低い現状かつ今後も厳しい情勢と見込めるところから、当法科大学院としても、当面は如何に合格者を増やすかに注力せざるをえないのが現実であろうが、本来の教育理念に立脚し、専門的知識と豊かな人間性を備える人材を法曹界のみならず実業界にも送り出せるよう引き続いでのご尽力を期待する。

以上